

「学校いじめ防止基本方針」

紀の川市立那賀中学校
平成26年1月10日作成

1 基本理念

いじめは、児童生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた児童生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為である。

本校では、生徒がいじめを行うことなく、かつ自らの周りでおこっているいじめが疑われる行為に対し、見過ごすことなく対応できるよういじめ防止の教育を推進する。

2 いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。【いじめ防止対策推進法第4条】

3 学校の責務

すべての生徒が安心して学習活動やその他の活動に取り組むことができるよう、教職員が一体となり、保護者や地域と連携を図りつつ学校全体でいじめの未然防止に努める。また、早期発見に努め、いじめの疑いのある事案があった場合は迅速適切に対処するとともに再発防止に努める。そのためには、常に保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにの再発防止に努める。

4 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【同法第2条】

5 いじめ防止等の学校の取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

- ア いじめ問題対応の組織として、「那賀中学校いじめ対策委員会」を学校に置く。
- イ 構成員は、校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、（スクールカウンセラー）、養護教諭、学年主任（又は学年より1名）を基本とする。
- ウ 本委員会で協議する主な内容等
 - ・ 期間内の生徒の情報交換。
 - ・ 全校及び学年のアンケート調査等実態把握について。

(2) いじめの未然防止のための取組

以下の項目に重点を置き、全ての生徒を対象にいじめの未然防止の取組を行う。

ア 道徳教育及び体験活動等の充実

かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。

イ 生徒会活動等の活性化

学級活動等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、生徒のコミュニケーション能力や自己有用感等を高める。

また、生徒が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、生徒による自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

ウ 生徒の人権意識の向上

生徒に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。

エ 教職員の資質向上

授業づくりの改善と工夫に努め、生徒にわかる・できる喜びや実感を与え自己肯定感を高めていけるような授業づくりを行う。また、いじめに関する校内研修を実施し、いじめに対する意識の向上と現状把握を行う。

オ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、PTA等と定期的に情報交換し、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

カ インターネット上のいじめの防止

生徒にインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることを指導するとともに、外部の専門家等を招き、生徒にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

(3) いじめ早期発見のための手立て

ア 生徒との確かな信頼関係構築のため、積極的に生徒の声を直接個々から聴くことのできる機会をつくる（個別面談期間の設定。）

イ 全校へのアンケート調査（必要に応じ、学年毎のアンケート調査）を実施する。

ウ 生徒指導担当者を中心に、教員相互の情報共有を図り生徒の様子の変化や状態把握に努める。

(4) いじめ事案発生時の対応

ア 情報収集と早期対応

- ・本人からの訴え、生徒からの訴えや報告、保護者からの訴えや報告、地域からの通報等があった場合、24時間以内の対応を行う。
- ・「那賀中学校いじめ対策委員会」を緊急招集し対応を確認決定する。
- ・いじめを受けた生徒の事実関係の把握と、心のケアを見据え全面的な支援を行う。
- ・いじめた生徒からの事実確認をする。
- ・周囲の生徒からのききとり、事実関係の調査を行う。
- ・保護者との連携を密にし、事実関係の報告をおこない、信頼関係の構築に努める。
- ・教育委員会、必要に応じ関係諸機関へ報告及び連絡を取る。

イ 1週間以内の対応

- ・いじめられた生徒への支援を行う。(プロジェクトチームを結成)
- ・いじめた生徒への指導、援助を行う。(いじめの態様に応じて)
- ・保護者と連携をとる。(指導方針の伝達・協働意識の向上)
- ・学級での指導を行う。(当事者意識の高揚等)

ウ 解決まで継続すべきこと

- ・いじめられた生徒の安心・安全な登校を保障し継続的な心のケアを行う。
- ・いじめた生徒のいじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。
- ・被害者、加害者保護者と連携し、家庭教育力の向上を目指す。
- ・学校対策組織やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を交えたケース会議等を定期的に行い、生徒の人間関係を継続的に注視していく。

エ その後

- ・取組の検証 (PDCA) を行い、いじめ未然防止の取り組みを一層前進させる。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告

次のような事態 (以下、「重大事態」) が発生した際、直ちに適切な対処を行う。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

ア 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。

イ 学校対策組織が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。

ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童生徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。

エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して提供する。

7 年間計画

月	活動内容 □教職員間の活動 ○生徒、保護者の活動	留意事項
4月	<input type="checkbox"/> 学校間、学年間の情報交換指導記録の引き継ぎ <input type="checkbox"/> いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策委員会編成【職員会議】 <input type="checkbox"/> いじめ撲滅宣言(教師の決意を表明)【始業式等】 <input type="checkbox"/> 学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり【学級活動】 <input type="checkbox"/> 保護者へのいじめ対策についての説明と啓発【PTA総会・保護者会等】 <input type="checkbox"/> いじめアンケートの実施と分析	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの被害者、加害者の関係・情報を引き継ぐ ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す
5月	<input type="checkbox"/> 教育相談の実施 <input type="checkbox"/> 行事(運動会等)をとおした人間関係づくり <input type="checkbox"/> 校内研修「いじめの早期発見と指導の在り方」 <input type="checkbox"/> いじめアンケートの実施と分析	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の班編成等に留意する
6月	<input type="checkbox"/> 面接週間――生徒の悩みを聞く <input type="checkbox"/> 話し合い活動「学級の諸問題」【学級活動】 <input type="checkbox"/> いじめアンケートの実施と分析	<ul style="list-style-type: none"> ・6月は児童生徒の人間関係に変化が表れやすい月
7月	<input type="checkbox"/> 個人懇談――生徒・保護者の意見を聞く <input type="checkbox"/> いじめアンケートの実施と分析	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策の点検
8月	<input type="checkbox"/> 教育相談に係る研修講座への参加 <input type="checkbox"/> 人権作文、人権ポスターの作成【夏期休業中の課題】	<ul style="list-style-type: none"> ・相談技術等の向上を図る
9月	<input type="checkbox"/> 夏休み明けの教育相談の実施 <input type="checkbox"/> 行事(文化祭)をとおした人間関係づくり【生徒会活動】 <input type="checkbox"/> いじめアンケートの実施と分析	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の変化を確認する ・児童生徒主体の活動を保障し意欲を高め、自覚を促す支援する
10月	<input type="checkbox"/> 面接週間――生徒の悩みを聞く <input type="checkbox"/> いじめアンケートの実施と分析	
11月	<input type="checkbox"/> 話し合い活動「学級の諸問題」【学級活動】 <input type="checkbox"/> 人権月間(人権意識啓発活動) <input type="checkbox"/> いじめアンケートの実施と分析	<ul style="list-style-type: none"> ・11月は児童生徒の人間関係に変化が表れやすい月
12月	<input type="checkbox"/> 学校評価の実施→児童生徒・保護者の意見を聞く <input type="checkbox"/> 個人懇談――生徒・保護者の意見を聞く <input type="checkbox"/> いじめアンケートの実施と分析	<ul style="list-style-type: none"> ・人権感覚を高める ・いじめ対策を点検する
1月	<input type="checkbox"/> 冬休み明けの教育相談の実施 <input type="checkbox"/> いじめアンケートの実施と分析	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の変化を確認する
2月	<input type="checkbox"/> 話し合い活動「学級の諸問題」【学級活動】 <input type="checkbox"/> いじめアンケートの実施と分析	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えによる人間関係に不安を持ち始める時期
3月	<input type="checkbox"/> 記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成 <input type="checkbox"/> 小中の情報連携のための連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する情報を確実に引き継ぐ